

臨時福祉給付金(経済対策分)を申請される方へ

平成26年4月の消費税引き上げに伴う、所得の少ない方への影響を緩和するため、臨時福祉給付金(経済対策分)が、国の制度により支給されます。

支給対象者

基準日(平成28年1月1日)に古座川町に住所があり、平成28年度分の住民税(町県民税)が課税されていない方が対象です。ただし、次に該当する方などは対象になりません。

- 平成28年1月1日時点において平成28年度分の住民税(町県民税)の課税者に扶養されていた方
- 生活保護の受給者である方
- 支給決定されるまでに亡くなられた方

※上記の条件は、平成28年9月1日から平成28年12月1日まで受け付けた「平成28年度臨時福祉給付金」の支給条件と同じです。「平成28年度臨時福祉給付金」の支給対象者は、今回の給付金でも、支給決定されるまでに亡くなられた方を除き、支給対象者となります。

支給額(支給は1回です)

1人につき15,000円

申請手続き

- 送付しました申請書には、該当すると思われる方のお名前、生年月日、住所等を印字しています。確認のうえ押印また必要事項欄への記入をお願いします。
- 電話番号は必ず記入願います。
- 申請書には本人確認書類の写しを必ず添付してください(以下のいずれか)。
 - 免許証
 - 健康保険証(氏名・現住所・生年月日の記載があるもの)等
 - マイナンバーカード(通知カードは不可)
 - パスポート
 - 写真付きの住民基本台帳カード

4. 代理人(「1. 申請・受給者」欄に印字されている方ではない方)が申請に来られる場合は、申請・受給者と代理人の本人確認書類の写しと、裏面の「5. 代理申請・受給を行う場合」への記入・押印が必要です(世帯員の方が申請に来られても必要です)
5. 「3. 受け取り方法」の A は、「振込口座登録なし」と印字されている方は選択することができません。C を希望する場合は、金融機関の通帳の写しなどを添付してください。※コピーについては役場又は、保健福祉センターか出張所にお申し出ください。無料でコピーをします。

申請書の提出

役場税務住民課又は保健福祉センター、各出張所に提出してください。
※高齢等により役場まで提出することが困難な場合は、役場までご連絡ください。

申請受付期間

平成29年2月17日(金)～平成29年5月17日(水)(平日の8:30～17:15)

支給方法

1. 申請書に記載された指定の金融機関の口座に振り込みます。
2. 申請書類を審査のうえ、支給日は支給決定通知書でお知らせします。

その他

1. やむを得ない事情がある場合を除き、申請期限までに申請が行われなかった場合は、臨時福祉給付金(経済対策分)を支給することはできません。
2. 申請書の不備等がある場合は、役場から電話等でご連絡する場合があります。
3. 申請書の不備が修正されない場合や所定の添付書類が期日までに提出されないなどの場合は、申請は取り下げたものとみなします。
4. 不正な手段や事実調査により支給対象者でないことが判明した場合は、既に給付を受けた額の給付金の返還を求めるものとします。

問合せ先

古座川町役場税務住民課 臨時福祉給付金係

電話番号 0735-72-0180